

○稲沢市立平和町農村環境改善センター

施設区分	利用区分		使用料(円)	
			現行	改定後
料理実習室	1回につき	9時～12時	500	<b>600</b>
		13時～17時	700	<b>840</b>
		18時～21時	700	<b>840</b>
和室	1回につき	9時～12時	200	<b>240</b>
		13時～17時	300	<b>360</b>
		18時～21時	300	<b>360</b>
多目的ホール	1回につき	9時～12時	1,500	<b>1,800</b>
		13時～17時	2,000	<b>2,400</b>
		18時～21時	2,000	<b>2,400</b>
研修室1 (研修室)	1回につき	9時～12時	600	<b>720</b>
		13時～17時	800	<b>960</b>
		18時～21時	800	<b>960</b>
研修室2 (農事研修室)	1回につき	9時～12時	400	<b>480</b>
		13時～17時	500	<b>600</b>
		18時～21時	500	<b>600</b>
研修室3 (保健室(相談室))	1回につき	9時～12時	300	<b>340</b>
		13時～17時	400	<b>460</b>
		18時～21時	400	<b>400</b>
研修室4 (図書室)	1回につき	9時～12時	600	<b>720</b>
		13時～17時	800	<b>960</b>
		18時～21時	800	<b>960</b>
研修室5 (生活研修室)	1回につき	9時～12時	300	<b>360</b>
		13時～17時	400	<b>480</b>
		18時～21時	400	<b>480</b>

※( )内は旧施設区分名

減免制度

対象団体	現行	改定後
公民館活動登録団体	全額免除(月2回まで)	半額免除 (10円未満端数切り捨て・回数制限なし)
市民活動支援センター登録団体	全額免除(月2回まで)	半額免除 (10円未満端数切り捨て・回数制限なし)

※利用日が平成29年4月1日以降であっても、平成29年3月31日までに許可を受けた場合は、現行の制度が適用されます。